

## パブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメントの概要

#### (1) 意見募集期間

令和5年7月3日（月）～ 令和5年8月1日（火）

#### (2) 周知方法

広報いせはら7月1日号、いせはらくらし安心メール、市ホームページ、市LINE公式アカウント

#### (3) 閲覧場所

建築住宅課窓口、市役所1階ロビー、各公民館、図書館、いせはら市民活動サポートセンター、市ホームページ

#### (4) 提出方法

住所、氏名、電話番号を明記し郵送、ファクシミリ、電子申請、電子メールまたは直接担当に提出

#### (5) 提出意見数

1件（1名）

### 2 意見の要旨及び市の考え方

#### (1) 対応区分

A：ご意見を踏まえ、条例に反映したもの（0件）

B：ご意見の主旨が既に条例に反映されているもの（0件）

C：条例には入っていないが、今後の事業の参考とするもの（0件）

D：ご意見として承ったもの（1件）

No	意見	対応区分	市の考え方
1	<p>○居住環境調和D地区の高さ制限を12m以下とすること</p> <p>本件条例改正案の基となる「まちづくり協定」は、地権者、業務代行者、伊勢原市により作成されたものであり、近隣に居住する地域住民の意見が全く反映されていない。</p> <p>これについては、本年5月13日に実施された当地区における市の説明会の際、居住環境調和D地区について、当該D地区に隣接する住民から高さ制限18mを低くすべきとの意見が多数出され、「まちづくり協定」を修正し、12m以下にするよう伊勢原市に申し入れたが、無視されたところである。</p> <p>現在当該D地区の近隣に居住する地域住民の意見が全く反映されていない「まちづくり協定」を基にした、本条例改正案は問題がある。</p> <p>したがって、現在当該D地区の近隣に居住する地域住民の要望を踏まえ、本件条例改正案のうち、居住環境調和D地区の高さ制限については、18mから12mに修正するよう要求する。</p>	D	<p>当該地区では、土地区画整理事業による整備効果を生かすとともに、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、土地区画整理事業区域内の権利者等で組織された「伊勢原大山インターチェンジ周辺地区まちづくり検討会」により検討が重ねられ、同区域内の全ての権利者による一定数以上の合意をもって「伊勢原大山インターチェンジ周辺地区まちづくり協定」が締結されました。</p> <p>居住環境調和D地区では、建築物の高さの最高限度を18mとすることに加えて、田園居住地区及び地区外隣接地との空間を確保し圧迫感を低減するため、壁面後退線を5m及び4mとし、産業系土地利用と周辺環境との調和を図るとしてしています。</p> <p>「伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に当該協定の基準を追加することにより、建築物を建築しようとする場合、建築基準法の規定に加え、この条例の規定に適合することが必要となり、本協定の実効性が高まります。</p> <p>こうしたことから、まちづくり協定の趣旨を踏まえて、地区のまちづくりを推進してまいりたいと考えています。</p>